

答 申 第 9 6 号
平成 17 年 10 月 28 日

神 戸 市 長
矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会
会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成 14 年 12 月 11 日付神み空推第 224 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「(仮称)神戸空港ターミナルビル株式会社の設立に伴う出資について(御依頼)」及び「(仮称)神戸空港ターミナルビル株式会社への出資について」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

「(1)(仮称)神戸空港ターミナルビル株式会社の設立に伴う出資について(御依頼)
(2)(仮称)神戸空港ターミナルビル株式会社への出資について」

についての部分公開決定において、出資を行わなかった「依頼先の宛名」、出資を行った企業の「担当部署名・(役職名)担当者名・連絡先(TEL)」を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「神戸空港について、神戸市と企業(民間会社)(航空会社を除く)との協議の明細を知ることができる資料(平成14年度、提出・受理資料を含む)」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、

「(仮称)神戸空港ターミナルビル株式会社の設立に伴う出資について(御依頼)」(以下「第1文書」という。)

「(仮称)神戸空港ターミナルビル株式会社への出資について」(以下「第2文書」という。)

「(仮称)神戸空港ターミナルビル株式会社の設立にあたって」(以下「第3文書」という。)

を特定し、第3文書は公開、第1文書及び第2文書は一部非公開とする部分公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開部分の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成14年11月28日付の異議申立書(以下「申立書」という。)平成15年7月11日付の意見書及び平成17年7月29日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

第1文書のうち「依頼先の宛名」、及び第2文書のうち「所在地」「御社名」「代表者氏名」「担当部署名」「(役職名)担当者名」「連絡先(TEL)」「出資金額」「年度別出資金額」を非公開とする部分公開決定を受けたが、この処分は以下の理由から不当である。

神戸空港についての市民の疑問と関心はいまだ強く、事業者としての行政は極力、その事業過程について、逐一市民に説明し、透明にする責務がある。特に、空港ターミナル事業は、空港計画の成否に関わる重要な課題である。

出資依頼先名等が非公開とされていることは、事業の推進のみを図り、意思形成過程

から市民を排除するものである。計画が固まってから公開するのでは、市民の「知る権利」を損なうのみならず、情報公開制度の意義を著しく損なうものである。

加えて、実施機関による部分公開決定通知書の非公開理由は、単に条例第 10 条第 2 号ア及び第 5 号イを羅列したのみにすぎず、個別具体的に非公開理由を説明していない。

その後、実施機関より当初の部分公開決定（平成 14 年 11 月 5 日付）を変更し、非公開部分の一部を公開するとの通知（平成 14 年 12 月 12 日付）を受けた。それに伴って本件諮問内容の変更（平成 15 年 1 月 20 日付）がなされた。

このたびの諮問変更の理由は、平成 14 年 11 月 25 日に神戸空港ターミナル株式会社設立発起人会が開催されたことによるものと考えられる。しかし、実施機関の一方的判断により「非公開理由が消滅」即「諮問変更」とされたことには重大な疑問があり、恣意的な処置といわねばならない。本件申立ては、あくまで当初の部分公開決定に対して提起されたものであり、その後、部分公開決定の変更がなされたからとして、諮問変更まで行うのは、救済措置としての不服申立ての意義を軽視するものである。

非公開部分が条例第 10 条第 2 号ア該当との判断について、「依頼先の宛名」が公開されたところで、企業の「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは認められない。加えて、「出資を行わなかった企業名が明らかになり、当該企業の社会的評価、名誉が損なわれることとなる」との実施機関の主張は、不可解であり、あたかも神戸空港ターミナル株式会社への出資をしなかった企業が社会的評価の低い企業であるかのような恣意的な解釈であり、市の偏見にすぎない。

非公開部分が条例第 10 条第 5 号イ該当との判断について、上述のように「出資しなかった企業に不利益を与えることになる」との実施機関の主張は市の一方的な主観であり、「今後の協力要請等を行うにあたり、支障を生じる」とか「公益を損なう」とかの主張は、市の立場からの一方的な判断にすぎず、逆に企業の自主性、独自性を損なうものである。

第 2 文書は、出資を内定した企業からの回答文書とのことである。当初決定の平成 14 年 11 月 5 日段階で、「所在地」「御社名」「代表者氏名」「担当部署名」「（役職名）担当者名」「連絡先（TEL）」「出資金額」「年度別出資金額」が非公開とされた。しかし、神戸空港ターミナル株式会社は第 3 セクター方式で設立・運営されるものであり、単なる民間企業の営利事業ではない以上、出資企業も市民に対して責任を負うべきものであり、市民に対して計画段階からその内容等を透明にすべきものである。それゆえ、「公にすることにより、企業の正当な利益を害する」との主張は失当である。「公開による公益」の方が「企業の利益」に勝ると考えられ、条例第 10 条第 2 号ア該当とは考えられない。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 15 年 5 月 30 日付の非公開理由説明書、平成 17 年 9 月 12 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

第 1 文書は、神戸空港ターミナル株式会社の設立に当たり出資していただくよう、神戸市及び神戸商工会議所から民間企業に対し依頼した文書である。

原処分では、依頼先の宛名は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、また、市が行う交渉に係る事務であって、公にすることにより、市の財産上の利益または当事者としての地位を著しく損なうものであるため、非公開とした。

しかし、その後、平成 14 年 12 月 12 日付で、部分公開決定を変更し、非公開部分のうち、神戸空港ターミナル株式会社に出資することとなった企業に係る依頼先の宛名を公開する決定を行った。この決定に伴い、平成 15 年 1 月 20 日付で、本件諮問内容の変更をしたが、なおも非公開としているのは、出資を行わなかった企業名である。

非公開部分が条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断した理由は、企業にとってどのような事業に参画・出資するかといった判断は、企業戦略上の重要な判断であって、通常当該企業活動上の秘密事項であり、出資を行わなかった企業名が明らかとなれば、当該企業の社会的評価、名誉が損なわれることとなるためである。

条例第 10 条第 5 号イに該当すると判断した理由は、出資を行わなかった企業名が明らかになれば、同企業に不利益を与えることとなり、その結果、今後市が当該企業に対して他事業への協力要請等を行うに当たり、支障を生じる恐れが強く、事業実施時期の遅延又は財政上の過大な負担等を生じ、公益を損なうこととなるからである。

次に、第 2 文書は、上記依頼文書に対し、出資を内定した企業から回答をいただいた文書である。

原処分では、出資応諾企業の企業名などに係る情報、各年度の出資予定額と出資総額、各企業における担当者名等に関する情報を非公開とする部分公開としたが、どのような事業に参画・出資するかといった判断は、企業戦略上の重要な判断であって、通常企業活動上の秘密事項である。また、各年度の出資額及び出資総額については、各企業において商法上の正規の手続を踏んで意思決定されたものではなく、現時点でこれを公とすれば、将来企業が商法上の手続に基づく意思決定を行う際に、企業の自由な意思決定に影響を及ぼし、公正な競争上の地位その他正当な利益を害することとなるからである。

その後、平成 14 年 12 月 12 日付で部分公開決定を変更し、非公開部分のうち「所在地」「御社名」「代表者氏名」及び「年度別出資金額」のうち「平成 14 年度」の欄を公開する決定を行った。

次いで、平成 15 年度分の各企業からの増資が行われた。増資手続の完了により、平成 15 年度分の増資に係る各企業の意思決定が完了し、非公開理由が消滅したと判断したため、平成 16 年 3 月 9 日付で変更決定を行い、同年 3 月 12 日、平成 15 年度分の出資予定額に関する部分を申立人に公開した。

さらに、平成 16 年度には最終分の各企業からの増資が行われ、予定されたすべての出資、増資手続が完了した。これを受けて、平成 17 年 3 月 10 日付で変更決定を行い、同日、平成 16 年度分の出資予定額に関する部分、出資総額に関する部分を申立人に公開した。

しかし、なおも非公開としているのは、「担当部署名」「(役職名)担当者名」「連絡先(TEL)」の部分であり、出資事務を取り扱う担当部署に係る情報については、法人に関する

る内部情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であり、非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件申立ては、第1文書のうち「依頼先の宛名」、及び第2文書のうち「所在地」「御社名」「代表者氏名」「担当部署名」「(役職名)担当者名」「連絡先(TEL)」「出資金額」「年度別出資金額」を非公開とする部分公開決定を不服として、原処分を取り消し、非公開部分の公開を求めたものである。

なお、実施機関は、各企業において平成14年度の出資について意思が確定し非公開理由が消滅したとして、第1文書の「依頼先の宛名」のうち、神戸空港ターミナル株式会社に出資することとなった「依頼先の宛名」を、また、第2文書の「所在地」「御社名」「代表者氏名」、平成14年度分の「出資金額」を、平成14年12月12日付で公開する決定を行い、同月17日、申立人に公開した。

また、実施機関は、各企業において平成15年度の出資について意思が確定し非公開理由が消滅したとして、第2文書の非公開部分のうち、平成15年度分の「出資金額」を、平成16年3月9日付で公開する決定を行い、同月12日、申立人に公開した。

さらに、実施機関は、各企業において平成16年度の出資について意思が確定し非公開理由が消滅したとして、第2文書の非公開部分のうち、平成16年度分の「出資金額」及び「出資総額」を、平成17年3月10日付で公開する決定を行い、同日、申立人に公開した。

以上、3回にわたり原処分を一部撤回し、申立人に公開したことにより、なおも非公開となっている部分は、第1文書では出資を行わなかった「依頼先の宛名」、第2文書では、出資を行った企業の「担当部署名」「(役職名)担当者名」「連絡先(TEL)」である。

なお、申立人は、平成15年7月11日付の意見書において、「異議申立てはあくまでも当初の部分公開決定に対して提起したものである」とあり、意見書も「当初の部分公開決定処分(平成14年11月5日神み空推第181号)を対象としている」として、原処分について争うものとしているが、実施機関において後発的な事情の変更によって非公開理由が消滅し、一部非公開部分の公開決定がなされ、申立人に当該非公開部分を公開したのであるから、公開に変更した情報については、原処分の取消しを求める訴えの利益はすでに消滅しており、以下では検討しない。

(2) 本件情報の条例第10条第2号アの該当性について

まず、第1文書のうち、出資を行わなかった「依頼先の宛名」であるが、具体的には「企業名」、代表者の「役職名」及び「氏名」が記載されている。

本件は、神戸空港ターミナル株式会社の設立にあたって、神戸市及び神戸商工会議所が企業に対して出資依頼を行ったものである。

一般に、企業による他企業への事業協力もしくは事業参加についての意思決定に関

する情報は、当該企業の事業方針を示す情報である。このような情報は、特別の事情がない限り、内部管理情報として保護すべき法人等情報と考えられる。

出資依頼に応じた企業名については、平成 14 年 11 月 25 日に行われた神戸空港ターミナル株式会社設立発起人会の後に公表されたことが認められ、これを受けて、実施機関は出資を行った企業名をすでに公開決定に変更している。

しかし、出資を行わなかった企業名については公表されておらず、この種の情報は、公にすべき特別の事情も認められず、当該企業の内部管理情報として保護すべき法人等情報であると考えられる。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当するとして、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、第 2 文書のうち、「担当部署名」、「(役職名)担当者名」、「連絡先(T E L)」についてであるが、本件情報は、神戸市及び神戸商工会議所から神戸空港ターミナル株式会社に対する出資依頼を受けて、実際に携わった担当部署名及び担当者名である。

出資決定に携わった部署名及び担当者名については、当該企業の組織運営上あるいは人事組織上の情報である。この種の情報は、公にすべき特別の事情も認められず、当該企業の内部管理情報として保護すべき法人等情報であると考えられる。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当するとして、非公開とした決定は妥当である。

なお、実施機関は、第 1 文書を部分公開決定した理由として、条例第 10 条第 5 号イに該当することもあげているが、この点については上記のとおり条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断した以上、当審査会としては判断しない。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 14 年 12 月 11 日	-	* 諮問書を受理
平成 15 年 3 月 28 日	第 152 回審査会	* 審議
平成 15 年 3 月 28 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 15 年 7 月 11 日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する 意見書を受理
平成 15 年 11 月 10 日	第 164 回審査会	* 審議
平成 16 年 1 月 27 日	第 167 回審査会	* 審議
平成 16 年 6 月 8 日	第 169 回審査会	* 審議
平成 17 年 9 月 10 日	第 173 回審査会	* 審議
平成 17 年 1 月 25 日	第 176 回審査会	* 審議
平成 17 年 2 月 17 日	第 177 回審査会	* 審議
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 審議
平成 17 年 7 月 19 日	第 180 回審査会	* 審議
平成 17 年 7 月 29 日	第 181 回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成 17 年 9 月 12 日	第 183 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 17 年 9 月 27 日	第 184 回審査会	* 審議
平成 17 年 10 月 14 日	第 185 回審査会	* 審議